

## 無償減資

～欠損補填による取扱い～

17-007号

通巻:175

無償減資による均等割額の見直し

平成27年度税制改正により、欠損補填による減資の取り扱い方法が変更されました。前年度の改正になりますが、重要な変更点ですので今回取り上げさせていただきます。以下では減資の概要とその影響を簡単に見ていきます。

①減資の種類と概要

減資とは貸借対照表の資本金額を減額することです。今までのこの減資の目的は、過去の損失(累積赤字)を補てんして決算書の見た目を良くすることでした。

この減資は大きく分けると**有償減資**と**無償減資**の2つがあります。

有償減資…株主に会社財産(現金など)を払い戻して資本規模を小さくすること

無償減資…株主に会社財産(現金など)の減少を伴わないで計算上資本金額を減少させること

この減資で世間を騒がせた代表的な企業は、シャープや吉本興業などの有名企業です。この2社がおこなったのは会社財産の減少を伴わない「無償減資」でした。今回はこの無償減資に焦点を当てて書かせて頂きます。

②中小企業への減資による影響

今回の無償減資での改正点は、利益が出ていない企業でも払わないといけない「**法人住民税の均等割額**」に関することです。従前は無償減資では均等割額には何も影響がありませんでしたが、今回の改正で**欠損補填の場合の無償減資については均等割額を軽減させることが可能**になりました。

下の表で大阪府と大阪市の資本金別の均等割額を例にあげます。

資本金額	大阪市		大阪府
	従業員数	均等割額	均等割額
1,000万円以下	50人以下	50,000円	20,000円
	50人超	120,000円	20,000円
1,000万円超で1億円以下	50人以下	130,000円	75,000円
	50人超	150,000円	75,000円

### ③均等割額での影響額

上記の表のように大阪市に事業所を持つ法人で、資本金額を2,000万円から1,000万円へ減額した場合（従業員数は50人以下）であれば、1年間での均等割の支払額は205,000円から70,000円になり、節税額は135,000円になります。

事業所が1つであればそれほどの影響額はありませんが、事業所を複数県にまたがって持つ企業であればこの影響額が2倍、3倍となって現れてきます。

また、均等割りは会社が存続する限り必ず毎年発生する税金ですので、早くに対応するほうがそれだけ節税できることとなります。

### ④大企業での減資による影響

さきほど①で挙げた大きな企業でも減資を行っていくのには理由があります。

大きな企業の減資によるメリットも節税です。税法上は資本金額が1億円超を「大法人」、1億円以下を「中小法人」として取り扱っています。この大企業と中小企業の税制上での相違点は以下になります。

	大法人	中小法人
法人税率	23.4%	所得800万円までは15%
繰越欠損金の控除額	55%（事業年度開始日によって異なります）	100%
接待交際費	飲食費の50%まで損金算入	800万円まで又は飲食費の50%を損金算入
その他		30万円未満の少額資産は合計300万円まで損金算入が可能

### ⑤減資での注意点

均等割額の算定や中小法人の判定は事業年度の終了時の資本金額によって決定されます。

減資は登記と減資公告が必要となるので、少なくとも1,2ヶ月は期間が必要となります。

決算時期近くで減資をやろうとしても、間に合わない可能性がありますのでご注意ください。

今回は資本金の減額について書かせて頂きました。会社資本は普段の営業活動ではあまり気にならない部分かもしれませんが、この機会に是非一度見直していただければと思います。

また、この減資は上記に書いている通り登記と開示が必要となります。司法書士の先生にお願いすることになるので、減資の効力発生までの1,2ヶ月の期間が必要となること以外にも、費用が約25万円発生します。これらの点も含めて、ぜひ一度ご検討下さい。

クラージュ総合会計事務所 吉川 未来